

住宅リフォーム助成事業のお知らせ

(天塩町住宅改修等助成金交付事業)

地元経済活性化対策の一環として昨年度より実施しています住宅リフォーム費用の一部助成事業を6月24日(金)より実施いたしますので、助成金交付を希望される方は下記の要件を確認の上お申込み願います。なお、助成決定は申請書の提出順となります。

記

申請受付	平成23年6月24日(金)より
申請先	天塩町役場住民課住民振興係
施工業者	町内に事務所、営業所を持つ法人や町内で営業する個人事業者
対象住宅	町内に建設されている、自己が所有する住宅(専用住宅や併用住宅、共同住宅及び店舗)
対象工事	対象時工事費が10万円以上(消費税等含む)で、助成金交付決定後(着工)から平成24年3月31日までに工事費用の支払いを含めて完了し、助成金の交付請求までを行う工事。

- ① 住宅の増築や改築工事
- ② 外壁・屋根・内壁・天井等の修繕工事
- ③ 塗装工事
- ④ 建具の取替え・壁紙の張替え等の工事
- ⑤ 台所・浴室・便所・の改良工事
- ⑥ 間取りの変更・床等のバリアフリー化(障害者自立支援法の助成などを受けたときは、その部分是对象外)の工事等など

注意事項	助成金の申請は、工事着手前に行ってください。申請内容を審査してから助成金交付の可否を決定しますので、工事着手は助成金交付決定通知を受け取ってからとなります。交付決定前に着手又は完了している改修工事は助成の対象になりません。
------	---

助成対象とならない工事

- ① 新築工事
- ② 塀・門扉・通路などの外溝工事

- ③ 家具・家電製品などの持ち運び可能な物品の購入費や設置費
- ④ その他（産業廃棄物運搬処理費など）

申込み対象者(要件)

- ① 町に住所を有している個人、又は本町に事務所や事業所を有している法人
 - ② 改修工事を行う住宅の所有者
 - ③ 改修工事を行う住宅に現に居住している方、又は共同住宅あるいは店舗を営業している方
 - ④ 改修工事を行う住宅の所有者及び同一世帯に属する方全員が町税や町に納付すべき公共料金等を完納していること
- ・ 同一住宅についての申込みは1回限り。
 - ・ 同一人による申込みは2棟までとします。

注意事項	介護保険法の規定による住宅改修費等の支給を受けることができる方は、対象者に含まれません。
------	--

助成金額

改修工事に要する費用の25%（1,000円未満の端数切捨て）を助成します。（上限額25万円）併用住宅、共同住宅については、1棟あたりの上限額を25万円とします。

申請に必要な書類

- ① 申請書
- ② 世帯全員の住民票
- ③ 住宅の所有者が分かる書類（固定資産税課税明細書や登記簿謄本等の写し）
- ④ 改修工事の内容及び費用の根拠が分かる書類（見積書等の写し）
- ⑤ 世帯全員の誓約書兼同意書
- ⑥ 改修工事前の写真

着工前・完了検査

この事業を円滑かつ適正に進めるため、町職員が現場確認をいたします。

注意事項	工事が完了したときは、完了届に添付書類として、写真（施工後）と改修工事に係る代金の領収書の写しを提出していただきます。
------	---

手続きの流れ

- ① 申請書提出→ ②申請内容審査→ ③交付決定→ ④着工→ ⑤完了→ ⑥完了検査
⑦ 助成金額確定→ ⑧助成金交付請求→ ⑨助成金支払

※ 詳細・お問い合わせ 天塩町役場住民課住民振興係

電話 2-1001 内線 124